

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
1									全体共通	提案書	事業提案書
2									全体共通	提案書類	事業提案書
3									全体共通	基本契約書	基本契約書等
4									全体共通	建設会社	建設企業
5									目次	<p>添付資料</p> <p>資料1 用語の定義</p> <p>資料2 本公共施設等の施設構成の概要</p> <p>資料3 事業予定地位置図</p> <p>資料4 事業予定地現況測量図(※CADデータで提供)【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>資料5 事業予定地周辺道路計画図(国道7号、国道345号、日沿道)、 現況インフラ現況図(上水道、下水道)</p> <p>資料6 事業予定地地盤調査資料【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>資料7 粗造成図書【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>資料9 維持管理業務の対象範囲</p> <p>資料10 令和3年度温海地域における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査(概要版)</p> <p>資料11 市内イベント開催実績一覧【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>閲覧資料</p> <p>閲覧資料1 道の駅あつみ「しゃりん」の引継ぎ等に係る資料【<u>公告時に添付</u>】</p> <p>閲覧資料2 道の駅あつみ「しゃりん」決算書【<u>公告時に添付</u>】</p>	<p>添付資料</p> <p>資料1 用語の定義</p> <p>資料2 本公共施設等の施設構成の概要</p> <p>資料3 事業予定地位置図</p> <p>資料4 事業予定地現況測量図(※CADデータで提供)</p> <p>資料5 事業予定地周辺道路計画図(国道7号、国道345号、日沿道)、 現況インフラ現況図(上水道、下水道)</p> <p>資料6 事業予定地地盤調査資料</p> <p>資料7 粗造成図書</p> <p>資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)</p> <p>資料9 維持管理業務の対象範囲</p> <p>資料10 令和3年度温海地域における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査(概要版)</p> <p>資料11 道の駅「あつみ」しゃりん・温海地域のイベント一覧</p> <p>閲覧資料</p> <p>閲覧資料1 道の駅「あつみ」しゃりんの引継ぎ等に係る資料</p> <p>閲覧資料2 道の駅「あつみ」しゃりん決算書</p> <p>閲覧資料3 道の駅「あつみ」しゃりん飲食・物販売上実績</p>
6	4	1	2	1	(1)				(1) 本施設	本事業において事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う公共施設。	本事業において事業者が設置し、維持管理及び運営業務を行う公共施設。 <u>所有権は本市が有する。</u>
7	4	1	2	1	(2)				(2) 国施設	本事業において事業者が設置し、 <u>所有権を国に移転した後、本市が管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理業務を行う公共施設。</u>	本事業において事業者が設置し、 <u>維持管理業務を行う公共施設。国道7号一体型道の駅として、所有権は国が有する。</u>
8	7	1	3	3	(2)	3)			3) 維持管理業務	3) 維持管理業務(予定)	3) 維持管理業務
9	7	1	3	3	(3)	1)			1) 維持管理業務(予定※)	<p>1) 維持管理業務(予定)</p> <p>① 外構等維持管理業務</p> <p>② 環境衛生・清掃業務</p> <p>③ 修繕業務</p>	<p>1) 維持管理業務(予定※)</p> <p>① 外構等維持管理業務</p> <p>② 環境衛生・清掃業務</p> <p>③ 修繕業務</p> <p>※ 本市が整備する市道中道奥田線の維持管理業務については、本事業の調達に係る入札公告の時点ではその仕上げ等は未定であり、具体的な維持管理業務の内容は事業者が決定した後に、本市と事業者が調整・連携を行い、検討する。</p>

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
10	8	1	3	3	(4)	1)			1) 維持管理業務(予定※) ① 外構等維持管理業務 ② 環境衛生・清掃業務 ③ 修繕業務	1) 維持管理業務(予定※) ① 外構等維持管理業務 ② 環境衛生・清掃業務 ③ 修繕業務 ※ 本市が設置する鼠ヶ関川親水護岸の維持管理業務については、本事業の調達に係る入札公告の時点ではその仕上げ等は未定であり、具体的な維持管理業務の内容は事業者が決定した後に、本市と事業者が調整・連携を行い、検討する。	
11	9	1	3	5	(3)				(3) 光熱水費等	本公共施設に係る光熱水費、電話料金、インターネット通信費は、その一部の費用を、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含め、本市が事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとするが、その詳細は以下のとおりとする。なお、供給事業者等との契約及び当該事業者への料金の支払いは、事業者が行うものとする。	本公共施設に係る光熱水費、電話料金、インターネット通信費は、その一部の費用を、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含め、本市が事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとするが、その詳細は以下のとおりとする。なお、供給事業者等との契約及び当該事業者への料金の支払いは、事業者が行うものとする。なお、 <u>供給事業者等との契約及び当該事業者への料金の支払いは、事業者が行うものとする。なお、実際の支払いに当たっては、その実費のうち、維持管理・運営業務委託契約に定める額(事業者が事業提案書にて提案した光熱水費等の合計額)を超過しない分は本市の負担とし、サービスの対価として、本市が事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとする。ただし、超過分は事業者の負担とする。</u>
12	9	1	3	5	(3)	1)			1) 光熱水費	本公共施設に係る光熱水費のうち、地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務の実施に係る独立採算にて実施する業務の費用を除く光熱水費は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとするが、 <u>実際の支払いに当たっては、事業者の提案金額にかかわらず、その実費相当額をサービスの対価の支払い額とする。</u>	本公共施設に係る光熱水費のうち、地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務の実施に係る独立採算にて実施する業務の費用を除く光熱水費は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとする。
13	9	1	3	5	(3)	2)			2) 電話料金	本公共施設に係る電話料金のうち、地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務の実施に係る独立採算にて実施する業務の費用を除く電話料金は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとするが、 <u>実際の支払いに当たっては、事業者の提案金額にかかわらず、その実費相当額をサービスの対価の支払い額とする。</u>	本公共施設に係る電話料金のうち、地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務の実施に係る独立採算にて実施する業務の費用を除く電話料金は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとする。
14	9	1	3	5	(3)	3)			3) インターネット通信費	本公共施設に係るインターネット通信費のうち、要求水準書に基づき整備する利用者用の無線LANに必要な通信費は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとするが、 <u>実際の支払いに当たっては、事業者の提案金額にかかわらず、その実費相当額をサービスの対価の支払い額とする。</u>	本公共施設に係るインターネット通信費のうち、要求水準書に基づき整備する利用者用の無線LANに必要な通信費は、維持管理及び運営業務のサービスの対価に含めて事業者が提案するものとする。
15	9	1	3	5	(4)	2)			2) 利用料収入	本市は、 <u>本事業の基本契約締結と同時に、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。</u> これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料(本施設のうち、地域振興施設の子ども休憩スペース及びその他共用部、並びにイベント広場、雨水貯留施設、外構等屋外施設及び提案施設における占用利用に係る利用料等)を収入とすることができる。	本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料(本施設のうち、地域振興施設の子ども休憩スペース及びその他共用部、並びにイベント広場、雨水貯留施設、外構等屋外施設及び提案施設における占用利用に係る利用料等)を収入とすることができる。
16	10	1	3	5	(5)				(5) 施設使用料	本事業では、 <u>地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務(収益を伴う事業を実施する場合)の実施にあたり、施設使用料(以下「使用料」という。)として事業期間終了時までの間、使用する施設面積に応じた金額及び当該業務による年間売上額の一部を、毎年度、事業者から徴収することとする。</u> ただし、やむを得ない状況が発生した場合は、協議に応じるものとする。	本市は、 <u>本事業の地域振興施設運営業務及び提案施設の運営業務(収益を伴う事業を実施する場合)の実施にあたり、事業期間終了時までの間、施設使用料として使用する施設面積に応じた金額に加えて当該業務による年間売上額の一部を、毎年度、事業者から徴収する。</u> ただし、やむを得ない状況が発生した場合は、協議に応じるものとする。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後																															
17	10	1	3	6					6. 付帯事業について	<p>事業者は、地域振興業務等の公共事業とは別に、本事業の付帯事業(民間事業)として、事業予定地又はその付近において、事業者の独立採算事業として、付帯施設(民間収益施設)を整備・運営する事業(以下「付帯施設整備運営事業」という。)、又は本施設を活用した民間収益事業(以下「自主運営事業」という。)を実施することができるものとする。</p> <p>この付帯事業は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではないが、本市は本公共施設の魅力を向上させるための付加的な要素について事業者からの積極的な提案を期待している。具体的には入札者の提案によるが、例えば、ファミリー、カップル等を含め、親子3世代が楽しめるような屋外施設や、本公共施設を目的とした利用者に限らず鼠ヶ関地区・温海地域・鶴岡市内を周遊する来訪者(サイクリング、車中泊等)の為に施設整備やサービス提供が考えられる。なお、これらの提案は、付帯事業としてのみでなく、前述の「提案施設」としての提案とすることも考えられる。</p> <p>また、事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯事業について提案を予定する事業者は、事前の個別対話時に提案内容について本市と協議を行うものとする。</p>	<p>事業者は、地域振興業務等の公共事業とは別に、本事業の付帯事業(民間事業)として、事業予定地又はその付近において、事業者の独立採算事業として、付帯施設(民間収益施設)を整備・運営する事業(以下「付帯施設整備運営事業」という。)、又は本施設を活用した民間収益事業(以下「自主運営事業」という。)を実施することができるものとする。</p> <p>この付帯事業は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではないが、本市は本公共施設の魅力を向上させるための付加的な要素について事業者からの積極的な提案を期待している。具体的には入札者の提案によるが、例えば、ファミリー、カップル等を含め、親子3世代が楽しめるような屋外施設や、本公共施設を目的とした利用者に限らず鼠ヶ関地区・温海地域・鶴岡市内を周遊する来訪者(サイクリング、車中泊等)の為に施設整備やサービス提供が考えられる。なお、これらの提案は、付帯事業としてのみでなく、前述の「提案施設」としての提案とすることも考えられる。</p> <p>また、事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯事業について提案を予定する事業者は、事前の個別対話時に提案内容について本市と協議を行うものとする。</p>	<p>事業者は、地域振興業務等の公共事業とは別に、本事業の付帯事業(民間事業)として、事業予定地又はその付近において、事業者の独立採算事業として、付帯施設(民間収益施設)を整備・運営する事業(以下「付帯施設整備運営事業」という。)、又は本施設を活用した民間収益事業(以下「自主運営事業」という。)を実施することができるものとする。</p> <p>この付帯事業は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではないが、本市は本公共施設の魅力を向上させるための付加的な要素について事業者からの積極的な提案を期待している。具体的には入札者の提案によるが、例えば、ファミリー、カップル等を含め、親子3世代が楽しめるような屋外施設や、本公共施設を目的とした利用者に限らず鼠ヶ関地区・温海地域・鶴岡市内を周遊する来訪者(サイクリング、車中泊等)の為に施設整備やサービス提供が考えられる。なお、これらの提案は、付帯事業としてのみでなく、前述の「提案施設」としての提案とすることも考えられる。</p> <p>また、事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯事業について提案を予定する事業者は、事前の個別対話時に提案内容について本市と協議を行うものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設整備</th> <th>施設所有</th> <th>運営主体</th> <th>費用区分※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案施設</td> <td>あり</td> <td>市</td> <td>民間</td> <td>サービス対価※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">付帯事業</td> <td>付帯施設整備運営事業</td> <td>あり</td> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>独立採算</td> </tr> <tr> <td>自主運営事業</td> <td>なし</td> <td>二</td> <td>民間</td> <td>独立採算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設整備及び維持管理・運営にかかる費用区分を示す ※2 収益を伴う事業を実施する場合の維持管理・運営は、独立採算で事業者の負担で行うものとする</p>		施設整備	施設所有	運営主体	費用区分※1	提案施設	あり	市	民間	サービス対価※2	付帯事業	付帯施設整備運営事業	あり	民間	民間	独立採算	自主運営事業	なし	二	民間	独立採算								
	施設整備	施設所有	運営主体	費用区分※1																																						
提案施設	あり	市	民間	サービス対価※2																																						
付帯事業	付帯施設整備運営事業	あり	民間	民間	独立採算																																					
	自主運営事業	なし	二	民間	独立採算																																					
18	12	1	3	8			②	8. セルフモニタリングの実施	<p>② 事業者は、基本契約等の締結後、速やかに、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階のセルフモニタリング実施計画書を策定し、本市に提出して確認を受けること。</p>	<p>② 事業者は、基本契約等の締結後、入札説明書等及びモニタリング基本計画を踏まえ、要求水準書等及び事業提案書等を基に、速やかに、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階のセルフモニタリング実施計画書を策定し、本市に提出して確認を受けること。</p>																																
19	13	1	3	9				9. 事業スケジュール(予定)	<p>表 本公共施設に係るスケジュール(予定)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>基本協定締結</td><td>令和6年1月頃</td></tr> <tr><td>基本契約締結</td><td>令和6年3月頃</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>基本契約締結日～令和24年3月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>基本契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>事業者の提案による(運用開始日前日まで)</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和24年3月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和24年3月31日</td></tr> </tbody> </table>	基本協定締結	令和6年1月頃	基本契約締結	令和6年3月頃	事業期間	基本契約締結日～令和24年3月31日	設計・建設期間	基本契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)	開業準備期間	事業者の提案による(運用開始日前日まで)	運用開始日	事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。	維持管理期間	施設引渡し日～令和24年3月31日	運営期間	運用開始日～令和24年3月31日	<p>表 本公共施設に係るスケジュール(予定)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>基本協定締結</td><td>令和6年1月頃</td></tr> <tr><td>基本契約締結</td><td>令和6年3月頃</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>基本契約締結日～令和24年3月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>設計建設請負契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>事業者の提案による(運用開始日前日まで)</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和24年3月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和24年3月31日</td></tr> </tbody> </table>	基本協定締結	令和6年1月頃	基本契約締結	令和6年3月頃	事業期間	基本契約締結日～令和24年3月31日	設計・建設期間	設計建設請負契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)	開業準備期間	事業者の提案による(運用開始日前日まで)	運用開始日	事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。	維持管理期間	施設引渡し日～令和24年3月31日	運営期間	運用開始日～令和24年3月31日
基本協定締結	令和6年1月頃																																									
基本契約締結	令和6年3月頃																																									
事業期間	基本契約締結日～令和24年3月31日																																									
設計・建設期間	基本契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)																																									
開業準備期間	事業者の提案による(運用開始日前日まで)																																									
運用開始日	事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。																																									
維持管理期間	施設引渡し日～令和24年3月31日																																									
運営期間	運用開始日～令和24年3月31日																																									
基本協定締結	令和6年1月頃																																									
基本契約締結	令和6年3月頃																																									
事業期間	基本契約締結日～令和24年3月31日																																									
設計・建設期間	設計建設請負契約締結日～令和9年3月(引渡しまで)																																									
開業準備期間	事業者の提案による(運用開始日前日まで)																																									
運用開始日	事業者の提案による ※令和9年4月29日までにオープンイベントを開催できるように適切な運用開始日を設定すること。																																									
維持管理期間	施設引渡し日～令和24年3月31日																																									
運営期間	運用開始日～令和24年3月31日																																									
20	15	4						第4節 遵守すべき法制度等	<p>⑳その他関連法令、条例等 ※本市では、本公共施設に係る設置管理条例として、鶴岡市道の駅の設置及び管理に関する条例(仮称)(以下「設置管理条例」という。)を、<u>本事業の基本契約締結と同時に</u>制定する予定である。</p>	<p>⑳その他関連法令、条例等 ※本市では、本公共施設に係る設置管理条例として、鶴岡市道の駅の設置及び管理に関する条例(仮称)(以下「設置管理条例」という。)を制定する予定である。</p>																																

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
21	18	1	6	1	(2)	2)			表2 将来推計交通量(令和12年度を想定)	国道7号 小型車:2,517 大型車:1,183 合計:3,700 日沿道 小型車:7,213 大型車:4,570 合計:10,600 断面計 小型車:9,730 大型車:4,570 合計:14,300	国道7号 小型車:2,524 大型車:1,188 合計:3,712 日沿道 小型車:7,184 大型車:3,381 合計:10,565 断面計 小型車:9,708 大型車:4,569 合計:14,277
22	21	1	6	3	(4)	1)			1) 地域振興施設の運営	事業者は、地域振興施設運營業務及び提案施設の運營業務(収益を伴う事業を実施する場合)を実施するにあたり、農林水産物・物販施設(バックヤード含む)、フードコート、荷捌き室(作業スペース)及び提案施設について、本市と定期建物賃貸借契約を締結し、本市に対し、使用料を支払うものとする。 使用料は、 <u>貸付面積(m²)に貸付面積当たりの使用料(円/m²)を乗じて算定するものとする。</u>	事業者は、地域振興施設運營業務及び提案施設の運營業務(収益を伴う事業を実施する場合)を実施するにあたり、農林水産物・物販施設(バックヤード含む)、フードコート(客席部分を除く)、荷捌き室(作業スペース)及び提案施設について、本市と定期建物賃貸借契約を締結し、本市に対し、施設使用料を支払うものとする。 施設使用料は、 <u>事業期間終了時までの間、使用する施設面積に応じた金額に加えて当該業務による年間売上額の一部を、毎年度、事業者から徴収することとする。</u>
23	21	1	6	3	(5)	1)			1) 付帯施設整備運營業務	事業者は、事業予定地において付帯施設整備運營業務を実施する場合、本市に対し、土地使用料を支払う。 土地使用料は、 <u>土地面積(付帯施設用地面積)に単位面積当たりの土地貸付料(円/m²)を乗じて算定するものとする。</u>	事業者は、事業予定地において付帯施設整備運營業務を実施する場合にあつては、 <u>付帯施設の建設に必要な土地(以下「付帯施設用地」という。)</u> について、 <u>本市と事業用定期借地権設定契約等を締結し、本市に対し、当該土地の賃借料(以下「土地使用料」という。)を支払うこと。</u> 土地使用料は、 <u>土地面積(付帯施設用地面積)に応じ、入札説明書に記載の計算式により算定した上で、当該金額を下限として事業者より提案するものとする。</u>
24	22	1	6	3	(5)	2)			2) 自主運營業務	事業者は、本施設において自主運營業務を実施する場合、本市に対し、使用料を支払う。 使用料は、 <u>自主運營業務の年間売上額に歩合を乗じて算定するものとする。</u>	事業者は、本施設において自主運營業務を実施する場合、本市に対し、 <u>当該自主運營業務の売上の一部を使用料として支払うこと。</u> なお、 <u>当該使用料の支払方法、支払額は事業者の提案によるものとする。</u>
25	24	2	1	1	(3)	2)			2) 什器・備品等	什器・備品等は、「資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)」に基づき、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。その他運営に際して必要と考えられる什器・備品、消耗品についても、事業者の提案により、同様に調達・配置すること。これらの調達・配置に係る費用は本市が費用負担するものとし、 <u>サービスの対価として事業者を支払うものとする。</u>	什器・備品等は、「資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)」に基づき、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・設置すること。その他運営に際して必要と考えられる什器・備品、消耗品についても、事業者の提案により、同様に調達・設置すること。これらの調達・設置に係る費用負担は、「資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)」を参照すること。
26	25	2	1	1	(4)				(4) 仕上計画	仕上計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮すること。使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化と維持管理・運営コスト削減に貢献するような工夫を図ること。 <u>地域産木材を積極的に活用すること。</u> また、使用材料は健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成18年)」に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。	仕上計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮すること。使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化と維持管理・運営コスト削減に貢献するような工夫を図ること。 <u>鶴岡産木材を積極的に活用すること。</u> また、使用材料は健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成18年)」に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。
27	26	2	1	1	(4)	2)	viii)		(4) 仕上計画	viii) 事業者の負担で整備を行う部分がある場合は、本市の負担で整備を行う部分と区分して計画とすること。	viii) 事業者の負担で整備を行う部分がある場合は、本市の負担で整備を行う部分(サービスの対価に含まれる部分)と区分して計画とすること。
28	28	2	1	4	(1)		viii)		(1) 共通	viii) 農林水産物・物販施設(バックヤード含む)、フードコート及び荷捌き室(作業スペース)に係る光熱水費を区分して把握するため、それぞれの施設に子メーターを設置すること。	viii) <u>光熱水費については、国施設と本施設のうち農林水産物・物販施設(バックヤード含む)、フードコート及び荷捌き室(作業スペース)に係る光熱水費を区分して把握するため、それぞれの施設に子メーターを設置すること。</u>

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
29	28	2	1	4	(1)			ix)	(1) 共通	ix) 事業者の負担で整備を行う設備がある場合は、本市の負担で整備する設備と区分して計画すること。	ix) 事業者の負担で整備を行う設備がある場合は、本市の負担で整備する設備(サービスの対価に含まれる部分)と区分して計画すること。
30	29	2	1	4	(2)	3)		ii)	3) 電話・施設内放送・テレビ受信	ii) 大規模地震発生時に特設公衆電話(災害時有線電話)を使用できるように、配管配線工事を適切に行うこと。設置箇所は国施設内(予定)とし、具体的な位置は設計段階にて市に確認すること。なお、特設公衆電話は国が設置する予定である。	ii) 施設利用者が24時間利用可能な電話(公衆電話または特殊簡易公衆電話)を設置すること。なお、公衆電話の設置が可能であるか、事前に電気通信事業者を確認を行うこと。また、設置箇所は、24時間利用可能な施設内とし、具体的な位置は設計段階にて市に確認すること。
31	32	2	1	6	(2)			ii)	(2) 上水	ii) 水道加入金は、本市が本事業とは別に負担する。	ii) 水道加入金は、本市がサービスの対価とは別に負担する。
32	32	2	1	6	(3)			iii)	(3) 下水	iii) 本公共施設の整備に関し、受益者負担金が発生する場合は、本市が負担する。	iii) 本公共施設の整備に関し、受益者負担金が発生する場合は、本市がサービスの対価とは別に負担する。
33	36	2	2	2	(2)	2)		ii)	2) 24hトイレ	男性用トイレ:大便器2器、小便器3器 女性用トイレ:大便器10器	男性用トイレ:大便器3器、小便器4器 女性用トイレ:大便器12器
34	36	2	2	2	(2)	2)		iii)	2) 24hトイレ	—	iii) すべてのトイレブースに紙巻器、フックを設けること。
35	36	2	2	2	(2)	2)		iv)	2) 24hトイレ	iii) 男性トイレ・女性トイレ共に、各トイレブースの2箇所以上にベビーチェアを設置すること。	iv) 男性トイレ・女性トイレ共に、各トイレブースの2箇所以上にベビーチェアを設置すること。また、ベビーチェアを使用している乳幼児が、ブースの鍵に触れる可能性がある位置にベビーチェアを設置する場合は、鍵を2箇所設置する等により、誤って扉が開かないように配慮すること。
36	36	2	2	2	(2)	2)		v)	2) 24hトイレ	—	v) 男性トイレ・女性トイレ共に、各トイレブースの2箇所以上に手すりを設置すること。また、男性トイレの小便器の1箇所に手すりを設置すること。
37	36	2	2	2	(2)	2)		vi)	2) 24hトイレ	—	vi) 男性トイレ・女性トイレのそれぞれに、広めのブースを1箇所以上設置すること。広めのブース内には、大便器の他、オストメイト対応設備(汚物流し)、折りたたみ式ベビーベット、フィッティングボードを各1つ以上設置すること。
38	36	2	2	2	(2)	2)		vii)	2) 24hトイレ	—	vii) 男性トイレの小便器ごとに、傘掛け用フックを設置すること。
39	36	2	2	2	(2)	2)		viii)	2) 24hトイレ	iv) 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、すべて洋式トイレとし、洗淨便座付(シャフトイレ)とすること。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。	viii) 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、すべて洋式トイレとし、温水洗淨便座とすること。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。
40	36	2	2	2	(2)	2)		ix)	2) 24hトイレ	v) 手洗い場は、男性用トイレには2つ以上、女性用トイレには3つ以上の洗面器(うち1つは子ども用)を設置し、鏡を設置すること。また、水栓、水石鹼供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。	ix) 手洗い場は、男性用トイレには3つ以上(うち1つは子ども用)、女性用トイレには3つ以上の洗面器(うち1つは子ども用)を設置し、鏡を設置すること。また、水栓、水石鹼供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。
41	36	2	2	2	(2)	2)		x)	2) 24hトイレ	vi) 男性トイレ・女性トイレのそれぞれに、キッズトイレを設置すること。各キッズトイレは、大便器、小便器をそれぞれ1器以上設置し、幼児用の洗面台(洗面器、鏡、水栓、水石鹼供給栓を設置)を設置すること。大便器はブース空間とするが、保護者からの視線が確保されるよう配慮すること。	x) 男性トイレ・女性トイレのそれぞれに、キッズトイレを設置すること。各キッズトイレは、大便器、小便器をそれぞれ1器以上設置すること。大便器はブース空間とするが、保護者からの視線が確保されるよう配慮すること。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
42	37	2	2	2	(2)	2)		xi)	2) 24hトイレ	vii) 女性トイレには、ゆったりと身だしなみを整えることのできるパウダーコーナーを設置すること。同時に3人程度が利用可能なスペースを確保し、パウダーコーナーに適した照明となるよう配慮すること。	xi) 女性トイレには、ゆったりと身だしなみを整えることのできるパウダーコーナーを設置すること。同時に4人程度が利用可能なスペースを確保し、パウダーコーナーに適した照明となるよう配慮すること。
43	37	2	2	2	(2)	2)		xii)	2) 24hトイレ	viii) バリアフリートイレは、汚垂に配慮すること。オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、手すり・非常用呼び出しボタン、ベビーベット等を設けること。また、水栓、水石鹸供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。	xii) バリアフリートイレは、汚垂に配慮すること。オストメイト対応設備(汚物流し)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、手すり・非常用呼び出しボタン、 <u>ベビーチェア</u> 、ベビーベット、 <u>フック</u> 等を設けること。また、水栓、水石鹸供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。
44	37	2	2	2	(2)	2)			2) 24hトイレ	xiii) <u>トイレとは別に、折りたたみ式ベビーベットを1ヶ所以上設置すること。</u>	—
45	37	2	2	2	(2)	3)		iv)	3) 道路・観光情報コーナー	iv) リアルタイムで道路情報や気象情報を発信できるモニター(国が設置予定)が設置できるスペースを確保すること。	iv) リアルタイムで道路情報や気象情報を発信できるモニター(国が設置予定)が設置できるスペースを確保するとともに、 <u>モニターの稼働に必要な電源やLAN配線等の整備を行うこと。</u>
46	37	2	2	2	(2)	4)		ii)	4) 子育て支援施設	ii) <u>授乳室、待合室、おむつ替えスペースを整備すること。整備にあたっては、「赤ちゃん連れにやさしい空間づくりガイドブック」(福島県保健所福祉児童家庭課)などを参考に算定すること。</u>	ii) <u>共用の授乳・おむつ替えスペース、個室授乳室を整備すること。整備にあたっては、「赤ちゃん連れにやさしい空間づくりガイドブック」(福島県保健所福祉児童家庭課)などを参考に算定すること。</u>
47	38	2	2	2	(2)	4)		iii)	4) 子育て支援施設	iii) <u>男性もおむつ替えのために利用することを想定し、授乳室との動線を分けるなどに配慮すること。</u>	iii) <u>個室授乳室は、鍵付きの扉の設置や動線を分けるなどにより、個室授乳室の利用者の安全性に配慮した計画とすること。</u>
48	38	2	2	2	(2)	4)		iv)	4) 子育て支援施設	—	iv) <u>自販機等によるおむつのばら売りを実施すること。</u>
49	38	2	2	2	(3)	2)		iii)	2) トイレ	i) 男性トイレ・女性トイレ共に、各トイレブースの1箇所にベビーチェアを設置すること。	iii) <u>男性トイレ・女性トイレ共に、各トイレブースの1箇所にベビーチェアを設置すること。また、ベビーチェアを使用している乳幼児が、ブースの鍵に触れる可能性がある位置にベビーチェアを設置する場合は、鍵を2箇所設置する等により、誤って扉が開かないように配慮すること。</u>
50	39	2	2	2	(3)	2)		iv)	2) トイレ	ii) 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、すべて洋式トイレとし、 <u>洗浄便座付(シャワートイレ)</u> とすること。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。	iv) 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、すべて洋式トイレとし、 <u>温水洗浄便座</u> とすること。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。
51	39	2	2	2	(3)	2)		v)	2) トイレ	iii) 手洗い場は、男性用トイレには1つ以上、女性用トイレには2つ以上の洗面器を設置し、鏡を設置すること。また、水栓、水石鹸供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。	v) 手洗い場は、男性用トイレには1つ以上、女性用トイレには2つ以上の洗面器を設置し、鏡を設置すること。また、水栓、水石鹸供給栓、ハンドドライヤーは自動式(センサー式)とすること。 <u>なお、ハンドドライヤーは、国施設の24hトイレと一体的に整備する場合は、24hトイレに男女それぞれ1ヶ所ずつ設置でよいものとする。</u>
52	40	2	2	2	(3)	7)		v)	7) 事務室	v) 施設運営のための事務スペースに加え、印刷スペース、書棚、応接スペース等を考慮すること。また、放送設備や各種設備の操作盤等の機械スペースを確保すること。	v) 施設運営のための事務スペースに加え、印刷スペース、書棚、応接スペース等を考慮すること。また、放送設備や各種設備の操作盤等の機械スペース及び国が設置する道の駅情報提供設備収容架置場のスペース(600mm×600mm×H2,300mm程度)を確保すること。
53	41	2	2	2	(4)			vii)	(4) イベント広場	vii) <u>芝張りや舗装方法、ベンチや照明の設置等は、事業者の提案による。</u>	vii) <u>芝張り(天然芝または人工芝)や舗装方法、ベンチ、テーブル、チェア、パラソル、イベント用テント、照明の設置等は、事業者の提案による。</u>

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
54	41	2	2	2	(6)	1)		ii)	1) 駐車場(アップロード車路を含む)	小型車:98台 (国施設33台、本施設65台) 身体障がい者等用駐車施設:6台※小型車98台に含む EV車用:3台※小型車98台に含む 大型車:29台 (国施設25台、本施設4台) 自動二輪車用:8台	小型車:98台 (国施設35台、本施設63台) 身体障がい者等用駐車施設:6台※小型車98台に含む EV車用:3台※小型車98台に含む 大型車:29台 (国施設27台、本施設2台) 自動二輪車用:8台
55	44	2	2	2	(6)	8)		vi)	8) その他	—	vi) 管理上必要な箇所に、適宜フェンスや植栽帯等を設けること。なお、日沿道との敷地境界部分については、国が日沿道敷地内にフェンス及び門扉を設置するため、本事業でのフェンスの設置は不要とする。
56	44	2	2	2	(6)	8)		vii)	8) その他	—	vii) 屋外に喫煙所を設ける場合は、健康増進法に基づき、受動喫煙防止に努めること。
57	45	2	3	1				viii)	1. 業務の対象範囲	—	viii) 提案時点から設計変更がある場合、当該変更に関する検討が必要になった時点で、速やかに、当該部分の変更前・変更後の仕様・数量・単価・金額を含む内容の金額変更増減一覧表(変更による増減の合計を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、本市の帰責によらない設計変更による増額要素は、増額とは認めない。
58	46	2	3	3					3.設計体制と管理技術者の設置・進捗管理	3.設計体制と主任技術者の設置・進捗管理 事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。 i)設計業務着手届 ii)主任技術者届(設計経歴書を添付のこと) iii)担当技術者・協力技術者届	3.設計体制と管理技術者の設置・進捗管理 事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。 i)設計業務着手届 ii)管理技術者届(設計経歴書を添付のこと) iii)担当技術者・協力技術者届
59	47	2	3	5	(1)		⑥	v)	⑥ 資料	i) 設計条件整理資料 ii) 各種技術資料 iii) 公官庁等打ち合わせ記録 iv) セルフモニタリング報告書(要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む) v) その他必要資料	i) 設計条件整理資料 ii) 各種技術資料 iii) 公官庁等打ち合わせ記録 iv) セルフモニタリング報告書(要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む) v) 金額変更増減一覧表(金額変更の増減がある場合) vi) その他必要資料
60	49	2	3	5	(2)		⑥	vii)	⑥ 資料	i) 設計条件整理資料 ii) 各種技術資料 iii) 官公庁等打ち合わせ記録 iv) セルフモニタリング報告書(要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む) v) 市広報用資料 vi) 財産区分図(国施設、本施設) vii) その他必要資料	i) 設計条件整理資料 ii) 各種技術資料 iii) 官公庁等打ち合わせ記録 iv) セルフモニタリング報告書(要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む) v) 市広報用資料 vi) 財産区分図(国施設、本施設) vii) 金額変更増減一覧表(金額変更の増減がある場合) viii) その他必要資料
61	49	2	3	8					8. 設計変更について	本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本公共施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用(将来の維持管理費、運営費等)が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業のサービスの対価の支払額を減額するものとする。	本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本公共施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用(将来の維持管理費、運営費等)が発生したときは、サービスの対価を増額するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業のサービスの対価の支払額を減額するものとする。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
62	51	3	3	1				viii)	1. 基本的な考え方	—	viii) 設計時点から設計変更がある場合、当該変更に関する検討が必要になった時点で、速やかに、当該部分の変更前・変更後の仕様・数量・単価・金額を含む内容の金額変更増減一覧表(変更による増減の合計を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、本市の帰責によらない設計変更による増額要素は、増額とは認めない。
63	52	3	3	3	(3)				(3) 工事監理計画書の提出	事業者は、建設工事着工前に、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。なお、管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。 i) 工事監理体制届: 1部 ii) 工事監理者選任届(経歴書を添付): 1部 iii) 工事監理業務着手届: 1部	事業者は、 <u>工事監理業務の管理技術者を配置し</u> 、建設工事着工前に、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。なお、 <u>管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。</u> i) 工事監理体制届: 1部 ii) <u>管理技術者届(経歴書を添付): 1部</u> iii) 工事監理業務着手届: 1部
64	53	3	3	4	(1)			viii)	(1) 建設工事	viii) 建設工事期間中の近隣住民等への説明や対策の実施方法及び内容等は、事業者の提案をもとに本市職員と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。	viii) 建設工事期間中の近隣住民等への説明や対策の実施方法及び内容等は、事業者の提案をもとに本市職員と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担(サービスの対価を含む)とする。
65	54	3	3	4	(2)			iii)	(2) 什器・備品等調達設置業務	iii) 本リストに示す什器・備品等の調達は、買取(購入)方式を原則とし、リース・レンタルによる調達は不可とする。また、これらの什器・備品等は本市の所有物とする。なお、本リストとは別に、事業者の負担で設置する什器・備品等については、この限りではない。	iii) 本リストに示す什器・備品等の調達は、買取(購入)方式を原則とし、リース・レンタルによる調達は不可とする。また、これらの什器・備品等は本市の所有物とする。なお、本リストとは別に、 <u>独立採算として事業者の負担で設置する什器・備品等</u> については、この限りではない。
66	54	3	3	4	(2)			iv)	(2) 什器・備品等調達設置業務	—	iv) 本リストに基づき本市の負担で設置する什器・備品等については、可能な限り維持管理期間利用できる耐久性のあるものとする。
67	54	3	3	4	(2)			v)	(2) 什器・備品等調達設置業務	iv) 事業者は、本リストに基づき本市の負担で設置する什器・備品等、事業者の負担で設置する什器・備品等について、什器備品台帳を作成し、本市へ提出すること。	v) 事業者は、本リストに基づき本市の負担(サービスの対価)で設置する什器・備品等、 <u>独立採算として事業者の負担で設置する什器・備品等</u> について、什器備品台帳を作成し、本市へ提出すること。
68	54	3	3	4	(2)			vi)	(2) 什器・備品等調達設置業務	—	vi) 収益施設に係る什器・備品・厨房機器の類で、 <u>独立採算として事業者の費用負担で調達したものは、事業期間終了時に全て本施設から撤去すること。</u>
69	57	3	3	5	(1)		③	xiv)	③ 完成図書の提出	—	xiv) <u>金額変更増減一覧表(金額変更の増減がある場合): 3部</u>
70	60	4	1	5					5. 業務報告書等	事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(月次報告書、四半期報告書、年次報告書)を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出するとともに、当該内容を報告する会議等を行うこと。また、セルフモニタリング報告書(本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む)についても提出すること。 この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。 なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。	事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(月報、四半期報、年報)を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出するとともに、当該内容を報告する会議等を行うこと。また、セルフモニタリング報告書(本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)を含む)についても提出すること。 この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。 なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。
71	61	4	1	7	(5)			iii)	(5) 緊急時の対応	iii) 事業者は、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、本市の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。	iii) 事業者は、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、 <u>別途本市の負担とするが</u> 、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
72	69	5	1	3					3. 運営業務に係る仕様書	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成し、施設引渡し予定日の2ヶ月前の日までに本市へ提出し、承諾を得ること。なお、運営業務仕様書に関して、事業者は統括管理業務に係る仕様書を作成し、 <u>基本契約締結後の1ヶ月以内</u> に本市に提出すること。 具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。事業者は、運営業務の内容等について、施設引渡し予定日の6ヶ月前より本市と十分に協議を行った上で、運営業務仕様書の提出を行うこと。	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成し、施設引渡し予定日の2ヶ月前の日までに本市へ提出し、承諾を得ること。なお、運営業務仕様書に関して、事業者は統括管理業務に係る仕様書を作成し、 <u>維持管理・運営業務委託契約締結後速やかに</u> 本市に提出すること。 具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。事業者は、運営業務の内容等について、施設引渡し予定日の6ヶ月前より本市と十分に協議を行った上で、運営業務仕様書の提出を行うこと。
73	79	5	3	2	(6)			i)	(6) 什器・備品等保守管理	i) 事業者は、本市の負担にて設置した什器・備品等について、什器・備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。	i) 事業者は、本市の負担(サービスの対価)にて設置した什器・備品等について、什器・備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。
74	80	5	3	2	(6)			ii)	(6) 什器・備品等保守管理	—	ii) 事業者は、上記以外に、本施設の運営に支障をきたさないよう、施設運営上必要な什器・備品等を事業者の負担にて適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。
75									資料2 本公共施設等の施設構成の概要	(別紙1参照)	

			事業者の収入				事業者の負担					
			設計	建設	維持管理※3	運営	利用料金収入	売上/販売手数料	光熱水費の負担	使用料負担		
本 事 業 の 対 象 施 設	本 公 共 施 設	国 施 設 ※1	24hトイレ		●	●	●	-			国	なし
			道路・観光情報コーナー		●	●	●	-			国	なし
			子育て支援施設		●	●	●	-			国	なし
			防災施設	非常用自家発電設備、貯水槽	●	●	●	-			国	なし
			外構等屋外施設	駐車場（アプローチャ車路を含む）	●	●	●	-			国	なし
				植栽・緑地、歩行者空間、案内標識・案内板、外灯、その他	●	●	●	-			国	なし
	本 施 設	地 域 振 興 施 設	トイレ※2		●	●	●	-			市	なし
			農林水産物・物販施設 （バックヤード含む）		●	●	☆	☆		売上、販売手数料	事業者	あり（施設使用料）
			フードコート （厨房含む）		●	●	☆	☆		売上、テナント賃料	事業者	あり（施設使用料）
			荷物室（作業スペース）		●	●	☆	☆			事業者	あり（施設使用料）
			子ども休憩スペース		●	●	●	●	占有利用に係る利用料 等		市	自主運営事業を実施する場合のみ、あり（使用料）
			事務室		●	●	●	●			市	なし
			その他共用部		●	●	●	●	占有利用に係る利用料 等		市	自主運営事業を実施する場合のみ、あり（使用料）
		イベント広場		●	●	●	●	占有利用に係る利用料 等		市	自主運営事業を実施する場合のみ、あり（使用料）	
		雨水貯留施設	山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱に基づき設置	●	●	●	●	占有利用に係る利用料 等		市	なし	
		外構等屋外施設	駐車場（アプローチャ車路を含む）	●	●	●	-	占有利用に係る利用料 等		市	自主運営事業を実施する場合のみ、あり（使用料）	
			植栽・緑地、歩行者空間、サービス動線、案内標識・案内板、外灯、廃棄物庫、その他	●	●	●	-	占有利用に係る利用料 等		市	自主運営事業を実施する場合のみ、あり（使用料）	
		提案施設【任意】	【提案による】	●	●	【提案による】	【提案による】	【提案による】	【提案による】	【提案による】	【提案による】	【提案の事業内容による】
市道中道奥田線（予定）		-	-	●	-			-		なし		
鼠ヶ関川親水護岸（予定）		-	-	●	-			-		なし		

※1 国施設は、24時間利用可能施設として整備すること。
 ※2 本施設のトイレは、国施設の24hトイレに集約し、一体的に整備することを可能とする。
 ※3 維持管理業務の詳細については、「資料9 維持管理業務の対象範囲」による。

			事業者の収入				事業者の負担			
			設計	建設	維持管理	運営	利用料金収入	売上/販売手数料	光熱水費の負担	使用料負担
付帯施設	付帯施設【任意】	・事業予定地内、又は事業予定地付近での収益施設の設置・運営（提案による）	☆					（提案による）	事業者	事業予定地内の場合、あり（土地使用料）

			事業者の収入				事業者の負担			
			設計	建設	維持管理	運営	利用料金収入	売上/販売手数料	光熱水費の負担	使用料負担
関連事業	高速道路（法面含む） ※国整備事業		-	-	-	-				
	粗造成（本事業敷地内） ※市整備事業		-	-	-	-				

<業務の実施形態の凡例>
 ● …サービスの対価に含まれるもの
 ☆ …独立採算業務として運営収入により賄うもの
 - …本事業に含まれないもの
 ■ …事業者の収入または負担が生じないもの

<使用料の凡例>
施設使用料 = 施設使用料固定費（土地使用料（①）+ 建物使用料（②）） + 納付金（支払方法、支払額等は事業者の提案による）
 ① 土地使用料 = 敷地の適正な価格 ×（貸付面積÷敷地面積）×4/100
 ② 建物使用料 = 建物の適正な価格 ×（貸付面積÷延床面積）×4/100
使用料 = 自主運営事業の年間売上額の一部（支払方法、支払額等は事業者の提案による）
 土地使用料 = 敷地の適正な価格 ×（貸付面積÷敷地面積）×4/100
 （土地面積（付帯施設用地面積）に応じ、上記の計算式により算定した上で、当該金額を下限として事業者より提案するもの）